

これからの食育指導の在り方

保健体育課

はじめに

食生活を取り巻く環境の変化や食生活の乱れが指摘される中、学校における食育の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設されたことにより、指導体制の充実が図られました。これに伴い、平成17年に成立した食育基本法や平成20年に改正された学校給食法により、食育の推進が一層重要視されました。また、令和2年度から全面実施となった小学校学習指導要領には、各分野（学校保健計画や学校安全計画等）と関連付けた指導がなされるよう示され、学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を培う必要性が明らかになりました。

食育の基本的な考え方

(1) 目的

食育基本法では、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であり、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとしています。

(2) 現状と課題

学校においては、「生きた教材」として学校給食を活用した給食指導や体育・保健体育の教科等の中で食育の視点を生かした指導、総合的な学習の時間において食育をテーマとして地域と連携した学習等を行い推進を図っています。

しかし、第3次食育推進基本計画においては、全国で令和2年度までに朝食を欠食する子供の割合を0%にすることを目指していましたが、以下のとおり達成できていない状況です。

内容・校種		鹿児島県	全国
朝食の欠食率	小学校	5.0%	4.7%
	中学校	5.2%	6.9%

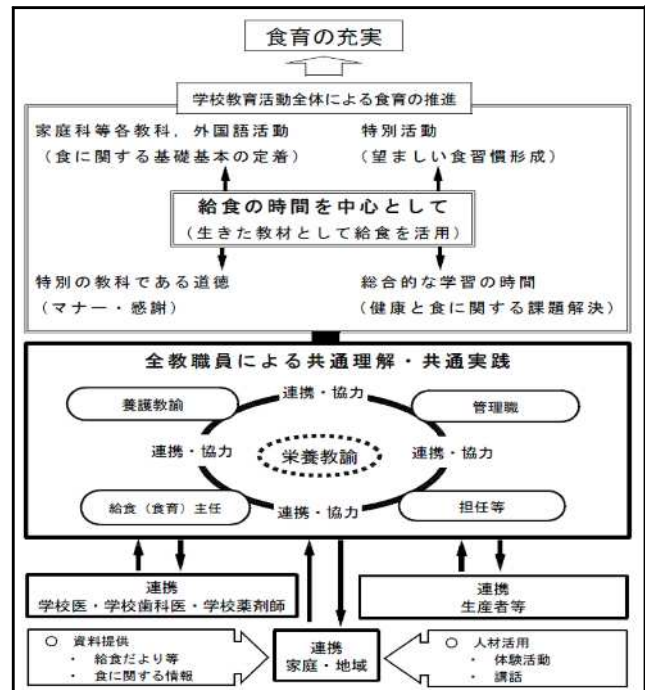
※令和元年度全国学力・学習状況調査から

これからの食育の推進に向けて

(1) 全職員の共通理解

学習指導要領の改訂に伴い、食育の推進に当たっても三つの資質・能力で目標を設定するよう見直しが図られました。これまで①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化を充実させることを目標としていましたが、これらは三つの資質・能力を培うための視点となりました。

そこで、「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」等を活用した研修を設定し、情報の共有化や指導体制の確立を図り、全職員の意識の高揚に努めることが改善の第一歩だと考えます。



【指導体制の確立】

(2) 評価の充実

学校における食育は、学校教育活動全体を通じて総合的に推進することにより、成果が期待できるものであるため、その成果を検証するためには、全体計画へ以下の評価指標を位置付けることで成果が高まると考えます。

○ 活動指標（アウトプット）

目的・目標の達成のために行われる事業の結果に対する評価で、評価指標としては、食育指導実施率、食育指導の継続率、食育研修の回数などがあります。

○ 成果指標（アウトカム）

事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標に対する評価である。具体的な評価指標としては、肥満度などの健康診断結果の変化、生活習慣病の有病者予備群等の変化、子供や保護者の意識変化や行動変容などがあります。

終わりに

食をめぐる環境は、グローバル化やインターネット等による情報化によって日々変化を遂げ、様々な食に関する価値観や情報が氾濫し、食に関する正しい知識と判断力を身に付けることの重要性が高まっています。児童生徒の自己管理能力の育成を目指し、全職員の意識の高揚に努めることから取り組んでほしいです。

【参考資料】

- ・ 食育基本法
- ・ 食に関する指導の手引—第二次改訂版—

平成31年3月 文部科学省